

品川区認証保育所運営費等補助要綱

制定	平成14年	3月29日	区長決定	要綱第42号
改正	平成15年	2月20日	区長決定	要綱第4号
改正	平成15年	11月20日	部長決定	要綱第93号
改正	平成16年	8月18日	事業部長決定	要綱第119号
改正	平成17年	3月9日	事業部長決定	要綱第9号
改正	平成17年	10月31日	事業部長決定	要綱第91号
改正	平成18年	8月23日	事業部長決定	要綱第127号
改正	平成20年	1月7日	事業部長決定	要綱第1号
改正	平成21年	3月31日	事業部長決定	要綱第255号
改正	平成22年	1月28日	区長決定	要綱第3号
改正	平成22年	4月1日	区長決定	要綱第66号
改正	平成23年	4月1日	区長決定	要綱第114号
改正	平成26年	2月4日	区長決定	要綱第6号
改正	平成26年	12月12日	区長決定	要綱第164号
改正	平成27年	3月24日	事業部長決定	要綱第137号
改正	平成27年	12月24日	区長決定	要綱第526号
改正	平成28年	12月8日	区長決定	要綱第256号
改正	平成29年	11月27日	区長決定	要綱第144号
改正	平成30年	10月1日	区長決定	要綱第186号
改正	平成30年	12月26日	区長決定	要綱第208号
改正	令和元年	11月13日	区長決定	要綱第318号
改正	令和3年	1月8日	区長決定	要綱第5号
改正	令和3年	8月6日	部長決定	要綱第277号
改正	令和5年	1月17日	区長決定	要綱第3号
改正	令和5年	12月26日	区長決定	要綱第5号
改正	令和6年	10月18日	区長決定	要綱第321号
改正	令和7年	4月1日	区長決定	要綱第196号
改正	令和8年	3月31日	区長決定	要綱第52号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき、東京都が認証した施設（以下「認証保育所」という。）に対し、品川区認証保育所運営費等補助金を交付するに当たっての算定基準および手続について規定し、もって多様な保育ニーズに対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、東京都認証保育所事業実施要綱で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認証保育所が実施する事業とする。

(補助対象児童)

第4条 この補助金の対象となる児童（以下「補助対象児童」という。）は、認証保育所に入所した者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

(1) 認証保育所A型

ア 月120時間以上の利用が必要な児童（保育短時間にあつては月48時間から月120時間未満までの利用が必要な児童）

イ 0歳から小学校就学前までの児童

ウ 保護者および児童が、品川区内に住所を有する者

(2) 認証保育所B型

ア 区長が必要と認める0歳から2歳までの児童

イ 保護者および児童が、品川区内に住所を有する者

2 補助対象児童の年齢区分は、認証保育所に入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度における年齢として取り扱う。

(保育の契約)

第5条 認証保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、補助対象児童の保育について、保護者と次の内容を明示した保育の受託に関する契約を締結するものとする。

(1) 入所する児童の生年月日および入所時の年齢

(2) 保護者の氏名、続柄および住所

(3) 保育を必要とする理由ならびに保育時間および契約期間

(4) 児童の保育料

2 設置者は、保護者と保育の受託に関する契約を締結したときは、品川区認証保育所受託届（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

ただし、各年4月1日に在籍する児童については、契約時にかかわらず全員について提出しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の交付の対象となる経費は、認証保育所が補助事業を行うに当たって支出した経費のうち、別表第1に定める経費とする。

(補助金の交付)

第7条 区長は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4により算出された額の補助金を予算の範囲内において交付するものとする。ただし、開設準備経費については別表第1の1または2のいずれかを交付するものとする。

(補助条件)

第8条 補助金の交付に当たっては、別表第5の条件を付すものとする。

(交付申請)

第9条 運営費に関する補助金（以下「運営費補助金」という。）の交付申請は、次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。ただし、開設準備経費の交付申請については、別に定める。

- (1) 品川区認証保育所運営費補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿（第2号様式）
 - (3) 品川区認証保育所受託届（第3号様式）
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 運営費に関する補助金の交付申請は、毎月初日の在籍児童数に基づいて速やかに行うものとする。
- 3 修繕費に関する補助金（以下「修繕費補助金」という。）の交付申請は、次に掲げる書類を区長に提出して行うものとする。
- (1) 品川区認証保育所修繕費補助金交付申請書（第4号様式）
 - (2) 工事費内訳書
 - (3) 工事契約書の写し
 - (4) 工事領収書の写し
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 4 前3項に定めるもののほか、開設準備経費の交付申請については、別に定める。

（補助金の交付決定）

- 第10条 区長は、前条第1項の規定に基づく運営費補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査した上で、交付の可否を決定し、品川区認証保育所運営費補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前条第3項の規定に基づく修繕費補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査した上で、交付の可否を決定し、品川区認証保育所修繕費補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第11条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、請求書（第7号様式）により、速やかに補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の支払）

- 第12条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を当該補助事業者に支払うものとする。

（補助事業の変更等）

- 第13条 補助事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。
 - (3) 区内に所在する認証保育所については、職員の採用、退職等による配置および保育室の設備等を変更するとき。

(交付決定の取消しおよび返還)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、品川区認証保育所運営費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）または品川区認証保育所修繕費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定その他、法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) その他区長が補助金の返還を必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部または一部を返還させるものとする。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該会計年度終了の日から60日以内に、区長に対し事業の実績報告書（第10号様式）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第16条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の意見を聴取することなどにより、常に利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供することに努めること。
- (2) 重大事故があったときは、速やかに区長に報告すること。
- (3) 補助事業の実施に当たり、知り得た個人情報等を補助事業の目的以外に使用し、または他に漏らさないこと。
- (4) 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に避難訓練を実施すること。
- (5) 不慮の事故等に備え、補償額が1回の事故につき3億円以上、1人の事故につき3千万円以上の賠償責任保険に加入すること。
- (6) 児童、職員および施設等に関して必要な帳簿および証拠書類を備えておくこと。

(報告および調査)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し認証保育所の運営等について報告を求め、または立入調査をすることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、認証保育所の保育従事者その他の職員および利用児童の保護者等から事情を聴取することができる。

3 補助事業者は、改善の指導を受けたときは、速やかに改善しなければならない。

4 補助事業者は、東京都認証保育所事業実施要綱13に規定する文書による改善指導を受け、改善の状況および計画を提出するときは、それらの文書の写しを区長に提出しなければならない。

5 区長は、補助事業者が第3項の指導に従わないときは、第7条に規定する補助金の交付を行わないことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付則 (平成15年 2月20日改正 要綱第 4号)

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付則 (平成15年11月20日改正 要綱第93号)

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付則 (平成16年 8月18日改正 要綱第119号)

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付則 (平成17年 3月 9日改正 要綱第 9号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則 (平成17年10月31日改正 要綱第 91号)

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付則 (平成18年 8月23日改正 要綱第127号)

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付則 (平成20年 1月 7日改正 要綱第 1号)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付則 (平成21年 3月31日改正 要綱第255号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則 (平成22年1月28日改正 要綱第3号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則 (平成22年4月1日改正 要綱第66号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付則 (平成23年4月1日改正 要綱第114号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則 (平成26年2月4日改正 要綱第6号)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付則 (平成26年12月12日改正 要綱第164号)

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則 （平成２７年３月２４日改正 要綱第１３７号）
この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

付則 （平成２７年１２月２４日改正 要綱第５２６号）
この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。

付 則 （平成２８年１２月８日改正 要綱第２５６号）
この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

付 則 （平成２９年１１月２７日改正 要綱第１４４号）
この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

付 則 （平成３０年１０月１日改正 要綱第１８６号）
この要綱は、平成３０年１０月１日から適用する。

- 付 則 （平成３０年１２月２６日改正 要綱第２０８号）
- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。
 - 2 この要綱に基づく技能・経験に着目した加算は、平成３０年４月以後の月分に係る品川区認証保育所運営費補助金から適用し、同月前の月分に係る品川区認証保育所運営費補助金にあつては、なお従前の例による。

付 則 （令和元年１１月１３日改正 要綱第３１８号）
この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付 則 （令和３年１月８日改正 要綱第５号）
この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

- 付 則 （令和５年１月１７日改正 要綱第４２３号）
- 1 この要綱は、認証保育所処遇改善加算に係る規定を除き、令和４年４月１日から適用する。
 - 2 この要綱に基づく認証保育所処遇改善加算に係る規定は、令和４年１０月１日から適用する。

付 則 （令和５年１２月２６日改正 要綱第５号）
この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

付 則 （令和６年１０月１８日改正 要綱第３２１号）
この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

付 則 （令和７年４月１日改正 要綱第１９６号）
この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

- 付 則 （令和８年３月３１日改正 要綱第５２号）
- 1 この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

- 2 この要綱に基づく品川区認証保育所運営費等補助金の交付は、令和 8 年 3 月 1 日以降に交付申請があった品川区認証保育所運営費等補助金から適用する。
- 3 改正後のこの要綱の規定を適用する場合においては、改正前のこの要綱の規定に基づいて交付された品川区認証保育所運営費等補助金は、改正後のこの要綱の規定の規定による品川区認証保育所運営費等補助金の内払とみなす。

別表第1（第6条、第7条関係）

品川区認証保育所運営費等補助対象経費

項目	基準額					補助対象経費																																																																																																																			
運営費	1 基本額 毎月初日の在籍児童数に、次の「単価および保育短時間単価」（以下「単価表」という。）に掲げる額を乗じて得た金額とする。ただし、保育短時間に該当する児童の場合は以下の「保育短時間単価」を乗じて得た金額とする。なお、4月から翌年の3月までは、冷暖房費として上記単価に110円を加算した単価とする。この場合において、適用する単価は次のとおりとする。 (1) 別表第2に定める処遇改善等加算の要件を満たした上で賃金改善を実施する場合は、単価表中「単価」欄に掲げる額を適用する。 (2) 上記（1）に定める賃金改善を実施しない場合は、単価表中「単価」欄に掲げる額から、当該額に対応する「うち賃金改善相当額」欄に掲げる額を差し引いて得た額を適用する。 (3) 上記（1）および（2）の規定は、本表中「うち賃金改善相当額」の規定がある場合について準用する。この場合において、当該規定中「加算額」とあるのは「単価」と、単価表がないものについては当該区分におけるこれに相当する額を「単価」と読み替えるものとする。 単価および保育短時間単価 (単位：円)					認証保育所の運営に要する経費																																																																																																																			
	<table><tr><th>定員規模</th><th>年齢区分</th><th>単価</th><th>うち賃金改善相当額</th><th>保育短時間単価</th><th>うち賃金改善相当額</th></tr><tr><td rowspan="4">40人まで</td><td>0歳</td><td>208,430</td><td>20,060</td><td>188,640</td><td>17,160</td></tr><tr><td>1～2歳</td><td>149,220</td><td>14,260</td><td>129,520</td><td>11,460</td></tr><tr><td>3歳</td><td>103,420</td><td>10,230</td><td>83,670</td><td>7,440</td></tr><tr><td>4歳～</td><td>97,560</td><td>9,680</td><td>77,820</td><td>6,900</td></tr><tr><td rowspan="4">41～45人</td><td>0歳</td><td>171,190</td><td>16,380</td><td>162,250</td><td>14,640</td></tr><tr><td>1～2歳</td><td>111,980</td><td>10,580</td><td>103,130</td><td>8,940</td></tr><tr><td>3歳</td><td>66,180</td><td>6,550</td><td>57,400</td><td>4,980</td></tr><tr><td>4歳～</td><td>60,330</td><td>6,010</td><td>51,550</td><td>4,440</td></tr><tr><td rowspan="4">46～50人</td><td>0歳</td><td>165,850</td><td>15,820</td><td>157,860</td><td>14,280</td></tr><tr><td>1～2歳</td><td>106,640</td><td>10,030</td><td>98,740</td><td>8,580</td></tr><tr><td>3歳</td><td>60,850</td><td>6,010</td><td>52,890</td><td>4,560</td></tr><tr><td>4歳～</td><td>54,990</td><td>5,460</td><td>47,040</td><td>4,020</td></tr><tr><td rowspan="4">51～55人</td><td>0歳</td><td>162,040</td><td>15,470</td><td>154,630</td><td>13,980</td></tr><tr><td>1～2歳</td><td>102,830</td><td>9,670</td><td>95,510</td><td>8,280</td></tr><tr><td>3歳</td><td>56,910</td><td>5,580</td><td>49,780</td><td>4,320</td></tr><tr><td>4歳～</td><td>51,060</td><td>5,040</td><td>43,930</td><td>3,780</td></tr><tr><td rowspan="4">56～60人</td><td>0歳</td><td>158,850</td><td>15,120</td><td>152,040</td><td>13,740</td></tr><tr><td>1～2歳</td><td>99,640</td><td>9,320</td><td>92,930</td><td>8,040</td></tr><tr><td>3歳</td><td>53,850</td><td>5,300</td><td>47,200</td><td>4,080</td></tr><tr><td>4歳～</td><td>47,990</td><td>4,750</td><td>41,350</td><td>3,540</td></tr></table>										定員規模	年齢区分	単価	うち賃金改善相当額	保育短時間単価	うち賃金改善相当額	40人まで	0歳	208,430	20,060	188,640	17,160	1～2歳	149,220	14,260	129,520	11,460	3歳	103,420	10,230	83,670	7,440	4歳～	97,560	9,680	77,820	6,900	41～45人	0歳	171,190	16,380	162,250	14,640	1～2歳	111,980	10,580	103,130	8,940	3歳	66,180	6,550	57,400	4,980	4歳～	60,330	6,010	51,550	4,440	46～50人	0歳	165,850	15,820	157,860	14,280	1～2歳	106,640	10,030	98,740	8,580	3歳	60,850	6,010	52,890	4,560	4歳～	54,990	5,460	47,040	4,020	51～55人	0歳	162,040	15,470	154,630	13,980	1～2歳	102,830	9,670	95,510	8,280	3歳	56,910	5,580	49,780	4,320	4歳～	51,060	5,040	43,930	3,780	56～60人	0歳	158,850	15,120	152,040	13,740	1～2歳	99,640	9,320	92,930	8,040	3歳	53,850	5,300	47,200	4,080	4歳～	47,990	4,750	41,350	3,540
	定員規模	年齢区分	単価	うち賃金改善相当額	保育短時間単価						うち賃金改善相当額																																																																																																														
	40人まで	0歳	208,430	20,060	188,640						17,160																																																																																																														
		1～2歳	149,220	14,260	129,520						11,460																																																																																																														
		3歳	103,420	10,230	83,670						7,440																																																																																																														
		4歳～	97,560	9,680	77,820						6,900																																																																																																														
	41～45人	0歳	171,190	16,380	162,250						14,640																																																																																																														
		1～2歳	111,980	10,580	103,130						8,940																																																																																																														
		3歳	66,180	6,550	57,400						4,980																																																																																																														
4歳～		60,330	6,010	51,550	4,440																																																																																																																				
46～50人	0歳	165,850	15,820	157,860	14,280																																																																																																																				
	1～2歳	106,640	10,030	98,740	8,580																																																																																																																				
	3歳	60,850	6,010	52,890	4,560																																																																																																																				
	4歳～	54,990	5,460	47,040	4,020																																																																																																																				
51～55人	0歳	162,040	15,470	154,630	13,980																																																																																																																				
	1～2歳	102,830	9,670	95,510	8,280																																																																																																																				
	3歳	56,910	5,580	49,780	4,320																																																																																																																				
	4歳～	51,060	5,040	43,930	3,780																																																																																																																				
56～60人	0歳	158,850	15,120	152,040	13,740																																																																																																																				
	1～2歳	99,640	9,320	92,930	8,040																																																																																																																				
	3歳	53,850	5,300	47,200	4,080																																																																																																																				
	4歳～	47,990	4,750	41,350	3,540																																																																																																																				

運 営 費	認 証 保 育 所 の 運 営 に 要 す る 経 費	定員規模	年齢区分	単価	うち賃金 改善相当額	保育短時間 単価	うち賃金 改善相当額
		61～70 人	0 歳	153,910	14,620	148,100	13,440
			1～2 歳	94,700	8,830	88,990	7,740
			3 歳	48,790	4,750	43,140	3,720
			4 歳～	42,930	4,200	37,290	3,180
		71～80 人	0 歳	150,150	14,200	145,150	13,200
			1～2 歳	90,940	8,410	86,030	7,500
			3 歳	45,150	4,390	40,180	3,480
			4 歳～	39,290	3,840	34,330	2,940
		81～90 人	0 歳	147,280	13,930	142,710	12,960
			1～2 歳	88,070	8,130	83,600	7,260
			3 歳	42,270	4,100	37,870	3,300
			4 歳～	36,410	3,550	32,020	2,760
		91～100 人	0 歳	142,140	13,400	138,060	12,540
			1～2 歳	82,930	7,600	78,940	6,840
			3 歳	37,140	3,580	33,210	2,880
			4 歳～	31,280	3,030	27,360	2,340
		101～110 人	0 歳	140,560	13,250	136,770	12,420
			1～2 歳	81,350	7,460	77,650	6,720
			3 歳	35,560	3,440	31,920	2,760
			4 歳～	29,700	2,890	26,070	2,220
		111～120 人	0 歳	139,180	13,110	135,750	12,360
			1～2 歳	79,970	7,310	76,630	6,660
			3 歳	34,180	3,290	30,900	2,700
			4 歳～	28,320	2,740	25,050	2,160
		2 1 歳児配置改善加算・3 歳児配置改善加算・4 歳以上児配置改善加算 認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1 歳児、3 歳児または 4 歳児に係る保育従事職員について次の要件により保育を実施する場合に、当該区分に応じた金額を加算する。ただし、各加算について、要件に適合した日が月の途中の場合には翌月から加算の対象とし、要件に適合しなくなった場合には要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から加算の対象外とし、要件に適合しなくなった日が月の初日の場合には当該月から加算の対象外とする。 (1) 1 歳児配置改善加算 1 歳児に係る保育従事職員を 1 歳児 5 人につき 1 人により実施し、かつ、別表第 3 に定める要件を満たす場合 当該月の初日在籍 1 歳児童数に、11,780 円（うち賃金改善相当額 1,100 円）を乗じて得た金額 (2) 3 歳児配置改善加算 3 歳児に係る保育従事職員を 3 歳児 15 人につき 1 人により実施する場合 当該月の初日在籍 3 歳児童数に、5,850 円（うち賃金改善相当額 540 円）を乗じて得た金額					

運 営 費	(3) 4歳以上児配置改善加算 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施する場合(チーム保育推進加算を算定している場合を除く。) 当該月の初日在籍4歳以上児童数に、2,300円(うち賃金改善相当額210円)を乗じて得た金額 3 減価償却費加算 次の要件のすべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。 (単位:円)			認証 保育 所の 運営 に要 する 経費
	定員	加算額	要件	
	40人まで	4,900	(1) 認証保育所の用に供する建物が自己所有であること(注1)。	
	41～45人	2,650	(2) 建物を整備し、または取得する際に、建設資金または購入資金が発生していること。	
	46～50人	2,700	(3) 建物の整備に当たって、施設整備費または改修費等の補助を受けていないこと(注2)。	
	51～55人	2,450	(4) 賃借料加算の対象となっていないこと。	
	56～60人	2,250	(注1) 施設の一部が賃貸借物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。	
	61～70人	1,950	(注2) 施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、次の要件のすべてに該当する改修等を行った場合には、上記(3)に該当することとして差し支えない。	
	71～80人	2,200	ア 老朽化等を理由として改修等が必要であつたと区長が認めること。	
	81～90人	1,950	イ 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。	
	91～100人	1,750	ウ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。	
	101～110人	1,900		
	111～120人	1,750		

運

営

費

4 賃借料加算

次の要件のすべてに該当する場合に、当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。ただし、賃借料加算の合計金額が賃貸借物件に対する賃借料を超える場合は、当該賃借料と同額とする。

(単位：円)

定員	加算額	要件
40 人まで	8,800	(1) 認証保育所の用に供する建物が賃貸借物件であること（注）。 (2) 上記（1）の賃貸借物件に対する賃借料が発生すること。 (3) 本要綱に規定する開設準備経費の建物賃借料の対象月でないこと。 (4) 減価償却費加算の対象となっていないこと。 (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸借による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の 5 0 % 以上であること。
41～45 人	5,150	
46～50 人	4,900	
51～55 人	4,450	
56～60 人	4,050	
61～70 人	3,550	
71～80 人	3,950	
81～90 人	3,550	
91～100 人	3,100	
101～110 人	3,400	
111～120 人	3,100	

5 チーム保育推進加算

当該月の初日の在籍児童に次の定員区分に応じた金額を加算する。加算要件は別表第 3 のとおり。

(単位：円)

定員	加算額	うち賃金改善相当額
40 人まで	17,700	1,710
41～45 人	7,820	740
46～50 人	7,060	670
51～55 人	6,410	610
56～60 人	5,870	560
61～70 人	5,050	480
71～80 人	4,420	420
81～90 人	3,910	370
91～100 人	3,480	320
101～110 人	3,210	310
111～120 人	2,890	260

6 技能・経験に着目した加算

次の職層区分に応じた職員 1 人当たり単価に、職層区分に応じた加算額の算定に用いる職員数および賃金改善実施月数を乗じて得た金額を加算する。なお、職層区分、単価、人数等の取り扱いは、別表第 4 のとおり。

(単位：円)

職層区分	職員 1 人当たり単価	加算額の算定に用いる職員数	賃金改善実施月数
第 3 職層 (専門リーダー等)	24, 530	人数 A	月数
第 4 職層 (職務分野別リーダー等)	3, 070	人数 B	

7 インフルエンザ予防接種費用助成

認証保育所におけるインフルエンザの感染拡大を防止するため、職員がインフルエンザの予防接種を受けた場合で次に掲げる要件を満たすときに、職員 1 人当たり 3, 0 0 0 円を年 1 回助成する。ただし、インフルエンザの予防接種に係る費用の額が 3, 0 0 0 円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。

- (1) 助成の対象となる職員 (以下「対象職員」という。) は、現に認証保育所に勤務する職員であること。
- (2) インフルエンザの予防接種を受ける期間 (以下「対象期間」という。) は、1 0 月から翌年 1 月までであること。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。
- (3) 設置者が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。

8 療育支援加算

次の施設区分に応じた単価に実施月数を乗じて得た額を加算する。加算要件は別表第 3 のとおり。

(単位：円)

施設	単価	うち賃金改善相当額	実施月数
特別児童扶養手当支給対象児童受入施設	35, 380	6, 240	月数
その他障害児受入施設	23, 870	4, 490	

9 高齢者等活躍促進加算

次の高齢者等の年間総雇用時間数の区分に応じた単価を3月分運営費に加算する。加算要件は別表第3のとおり。

(単位：円)

高齢者等の年間総雇用時間数	単価
400 時間以上 800 時間未満	238, 000
800 時間以上 1200 時間未満	396, 500
1200 時間以上	555, 500

1 0 施設機能強化推進費加算

80, 000 円を3月分運営費に加算する。加算要件は別表第3のとおり。

1 1 小学校接続加算

次の区分に応じた単価を3月分運営費に加算する。加算要件は別表第3のとおり。

(単位：円)

区分	単価
加算要件(1)および(2)のいずれの取組も実施している場合	20, 190
加算要件(1)～(3)すべての取組を実施している場合	158, 570

1 2 栄養管理加算

次の区分に応じた単価に実施月数乗じて得た額を加算する。加算要件は別表第3のとおり。

(単位：円)

区分	単価	うち賃金改善相当額	備考
A	54, 120	9, 400	A：Bを除き栄養士または管理栄養士（以下「栄養士等」という。）を雇用契約等により配置している施設
B	29, 750	1, 750	B：第1号および他の加算の算定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設
C	5, 000		C：AまたはBを除き、栄養士等を嘱託等している施設

修繕費	認証保育所の建物および設備の老朽化等に対応するため、次に掲げる要件に該当する場合に、区長が必要と認める施設または設備の修繕等に要する経費で、施設ごとに補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額と2,500千円を比較していずれか少ない金額を補助する。 (1) この補助金の申請要件は、次のとおりとする。ただし、 (2) ア(イ)に定める経費については、アおよびイに掲げる申請要件を適用しないこととする。 ア 認証保育所の開設後10年を経過していること。なお、設置者変更による新規開設、旧保育室からの移行、認可外保育施設からの移行等、認証保育所として開設する前にもその施設において保育事業を行っていた場合は、当該保育事業を開始した時点を起算点とする。 イ 当該補助を受け、修繕を行った設備等については、修繕後10年を経過していること。 ウ 1施設につき、年1回までの補助であること。 (2) この補助金は、中規模修繕(5,000千円以下の施設または設備の改修または改装に要する経費)を交付の対象とする。中規模修繕の対象となる事業については、国庫補助(令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」)の対象となる大規模修繕等に準じるものとし、具体的には次の経費を対象とする。 ア 施設の一部改修 (ア) 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修または外壁、屋上等の防水等の施設の改修工事(専ら、性能または機能の向上を目的とする工事は補助対象とならない。) (イ) 衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事(感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)) イ 施設の附帯設備の改修 一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等の改修工事 ウ その他の施設または設備の改修等 アおよびイに準ずる工事として区長が必要と認める改修工事 (3) 次に掲げる経費は、この補助金の対象外とする。 ア 少破修理等の軽易な整備 イ 備品購入 ウ 土地の整地等の整備	工事費
------------	--	------------

開設準備経費	1 認証保育所A型を開設するために必要な改修経費 保育サービス基盤の拡充に資するため、区長が補助することを適当と認めた場合に交付することとし、施設ごとに次の(1)および(2)の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。 (1) 補助対象経費に係る設置者の実支出額の2分の1の額 (2) 1か所あたり 37,000千円以内	設計委託費 工事費
	2 安心こども基金による保育所開設準備費 「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年7月1日付21文科初第6269号・雇児発第0701第3号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「安心こども基金管理運営要領」の第3および第4に基づき行う「賃貸物件による保育所整備事業」に定める保育所開設準備費(認証保育所を賃貸物件により新たに設置する場合で、設置者が貸主に対して支払う建物賃借料(年度当初から年度末までを対象とする家賃)および礼金を含む。)について、施設ごとに次の(1)および(2)の金額を比較して、いずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。ただし、本経費の対象は、認可基準を満たす認証保育所に限る。 (1) 補助対象経費に係る設置者の実支出額の4分の3の額 (2) 1か所あたり24,000千円以内	設計委託費 工事費 礼金 建物賃借料

別表第2（第7条関係）

品川区認証保育所運営費補助 処遇改善等加算要件

1 別表第1 運営費の項第1号の認証保育所処遇改善等加算（以下「処遇改善等加算」という。）に係る加算の要件等

（1）交付決定に係る要件

賃金改善実施期間において、次のアからウまでの要件を満たす事項を記載した賃金改善計画書（認証保育所処遇改善等加算）（第11号様式）を区長に対して提出すること。

ア 第3項に基づいた賃金改善の具体的な内容を職員に周知すること。

イ 職員（非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。以下この表において同じ。）に係る処遇改善等加算により改善を行う部分の総額（当該加算に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。以下同じ。）が加算見込額を下回っていないこと。

ウ 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、処遇改善等加算および技能・経験に着目した加算（以下この表において「技能経験着目加算」という。）を併せた加算による改善額のうち1/2以上が、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

（2）実績報告に係る要件

加算当年度の翌年度速やかに、次の要件を満たす事項を記載した賃金改善実績報告書（認証保育所処遇改善等加算）（第12号様式）を区長に対して提出すること。

ア 職員に係る処遇改善等加算により改善を行う部分の総額が加算実績額を下回っていないこと。

イ 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、処遇改善等加算および技能経験着目加算を併せた加算による改善額のうち1/2以上が、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。

ウ 職員に係る処遇改善等加算により改善を行う部分の総額が加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を、速やかに加算当年度の加算対象職員の賃金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

第1号および第2号の各用語は、次のとおりとする。

（ア）「賃金改善実施期間」とは、賃金改善を実施する月から翌年3月までとする。

（イ）「増加する法定福利費等の事業主負担分」は、次の算式より算定することを標準とする。

＜算式＞「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」
÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額（実績額）」

（ウ）「加算見込（実績）額」は、拠出見込額（拠出額）を減じ、受入見込額（受入額）を加えた後の金額とする。

2 処遇改善等加算の加算額に係る使途

(1) 基本的な考え方

本加算額は、その全額を職員の賃金（退職金（注）および法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。）の改善に確実に充てること。

（注）退職者に対して本事業の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

(2) 賃金の改善の方法

賃金の改善に当たっては、職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用を確保するという目的に鑑み、その方針をあらかじめ職員に周知し、当該賃金改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないことを前提に行うとともに、対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。

加算額については、各施設で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与または一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当および一時金等については、基本給の引上げ、定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表または給与規程の見直しを推進すること。

※ 「当該賃金改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準」には、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定に伴う単価改定分（国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定に伴う単価改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善のうち、当加算による賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当または基本給に係る部分）を含めない。

(3) 他の認証保育所の賃金の改善への充当

前号に規定する賃金の改善の方法を遵守しつつ、加算額については、その一部を同一の設置者・事業者が運営する他の認証保育所における賃金の改善に充てることができること。

(4) 加算残額の取扱い

前項第2号による算定の結果生じた残額は、一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

(5) 補助金の返還

実績報告書等により、施設において実施された賃金改善の内容が本事業の要件を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部または一部について返還させること。

(6) 他の補助金との関係

処遇改善等加算による賃金改善については、保育士等キャリアアップ補助金（平成27年9月24日付27福保子保第515号）における賃金改善額および支払賃金には含めないこととする。

別表第3（第7条関係）

品川区認証保育所運営費補助 加算要件

（処遇改善等加算要件および技能・経験に着目した加算要件を除く。）

1 1歳児配置改善加算（別表第1運営費の項第2号）

当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施し、次の要件をすべて満たす施設に加算する。

（1）別表第2に定める処遇改善等加算および別表第4に定める技能・経験に着目した加算をいずれも取得していること。

（2）業務においてICTの活用を進めており、次のアに掲げる機能およびイからエまでに掲げる機能のうちいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。

ア 園児の登園および降園の管理に関する機能

イ 保育に係る計画・記録に関する機能（職員間で情報の共有および更新を行うことができる機能を有するものに限る。）

ウ 保護者との連絡に関する機能（ICTを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。）

エ キャッシュレス決済に関する機能

（3）「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付こ成保296・7文科初第250号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知。以下「国通知」という。）第4の2に定める「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。

※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。

2 チーム保育推進加算（別表第1運営費の項第5号）

次の要件をすべて満たす施設に加算する。ただし、次の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（1）「必要保育従事職員数」を超えて保育従事職員を配置していること（注1および注2）。

（2）キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること（注3）。

（3）職員の平均経験年数が12年以上であること（注4）。

（4）当該加算による増収を、保育従事職員の増員または当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること（注5）。

（注1）「必要保育従事職員数」は次のアおよびイを合計した数であること。

ア 年齢別配置基準による職員数

イ 定員90人以下の施設については1人

（注2）必要保育従事職員数を超えて配置する保育従事職員の数、常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）から「必要保育従事職員数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。なお、常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。

（例）0.6人の場合、1人

<算式>

常勤職員の保育従事職員に代えて充てた常勤職員以外の保育従事職員の所定労働時間数の合計÷常勤職員の保育従事職員の所定労働時間数規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

(注3) チーム保育体制の整備とは、年齢別配置基準による職員数を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。

(注4) 職員の平均経験年数については、国通知第4の2における職員一人当たりの平均経験年数をもって確認すること。

(注5) 加算額の実績と第4号の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、速やかに加算当年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

3 療育支援加算（別表第1 運営費の項第9号）

障害児（注1）を受け入れている（注2）施設において、補助者（注3）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと（注4）。

上記の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

(注1) 区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。
医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。

(注3) 主任保育士または障害児保育を担当する保育士を補助する非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

(注4) 取組の例示

- ・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- ・地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- ・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役を担う。
- ・障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。

4 高齢者等活躍促進加算（別表第1 運営費の項第10号）

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな補助対象児童の処遇の向上を図るため、次の要件をすべて満たす施設に加算する。

(1) 高齢者等（注1）を職員配置基準以外に非常勤職員（注2）として雇用（注3）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（注4）を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項に規定する特定就職困難者コース助成金その他の高齢者等の雇用に係る助成金を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

（注1）「高齢者等」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- イ 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第243号）に規定する身体障害者手帳を所持している者）
- ウ 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）
- エ 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- オ 母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦）

（注2）非常勤職員は、1日6時間未満または月20日未満勤務の者を対象とする。

（注3）雇用は、雇用契約または派遣契約による場合のみを対象とする。

（注4）高齢者等が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

- ア 補助対象児童との話し相手または相談相手
- イ 補助対象児童の身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- ウ 補助対象児童の通院、買い物または散歩の付き添い
- エ 補助対象児童が参加するクラブ活動の指導
- オ 補助対象児童の給食のあとかたづけ
- カ 補助対象児童の喫食の介助
- キ 洗濯、清掃等の業務
- ク その他補助対象児童に関して高齢者等に適した業務

（2）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- ア 東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱（令和4年3月30日付3福保子保第5505号）に定める事業を実施していること。
- イ 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業を実施していること。
- ウ 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推 第276号）に定める事業を実施していること。
- エ 東京都病児保育推進事業実施要綱（令和7年9月2日付7福祉子保第1567号）に定める事業を実施していること。
- オ 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に定める事業を実施していること。
- カ 夜間帯保育事業実施要綱（令和元年9月1日付31福保子保第2012号）に定める事業を実施していること。
- キ 4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

- ク 4月から11月までの間に1人以上の障害児（軽度障害児を含む。）（注5）の利用があること。

（注5）区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な料をもって確認しても差し支えない。

5 施設機能強化推進費加算（別表第1運営費の項第11号）

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育および災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注1～注3）を行う施設で、次に掲げる要件の複数に該当する施設に加算する。

- （1）東京都医療的ケア児保育支援事業実施要綱（令和4年3月30日付3福保子保第5505号）に定める事業を実施していること。
- （2）東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業を実施していること。
- （3）東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業を実施していること。
- （4）東京都病児推進保育事業実施要綱（令和7年9月2日付7福祉子保第1567号）に定める事業を実施していること。
- （5）多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に定める事業を実施していること。
- （6）夜間帯保育事業実施要綱（令和元年9月1日付31福保子保第2012号）に定める事業を実施していること。
- （7）4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。

また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。

- （8）4月から11月までの間に1人以上の障害児（軽度障害児を含む。）（注4）の利用があること。

（注1）取組の実施方法の例示

ア 地域住民等への防災支援協力体制の整備および合同避難訓練等を実施する。

イ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

（注2）取組に必要となる経費の額

取組に必要となる経費の総額が、概ね8万円以上見込まれること。

（注3）支出対象経費需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）、役務費（通信運搬費）、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料、賃金および委託費（防災訓練および避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）

（注4）区長が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有

する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

6 小学校接続加算（別表第1 運営費の項第1 2号）

小学校との連携・接続について次に掲げる取組を行う施設に加算する。

- （1）小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- （2）授業、行事、研究会、研修等の小学校との子どもおよび教職員の交流活動を実施していること。
- （3）小学校と協働して、5歳児から小学校1年生までの2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成し、実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。

7 栄養管理加算（別表第1 運営費の項第1 3号）

食事の提供にあたり、栄養士等を活用（注）して、栄養士等から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算する。

上記の要件に適合しなくなった場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。

（注）栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。

8 その他

第3項の療育支援加算、第4項の高齢者等活躍促進加算、第5項の施設機能強化推進費加算」、第6項の小学校接続加算および前項の栄養管理加算については、在籍児童がいない月は算定できないものとする。

別表第4（第7条関係）

品川区認証保育所運営費補助 技能・経験に着目した加算要件等

1 目的

別表第1運営費の項第6号の技能・経験に着目した加算（以下この表において「技能・経験着目加算」という。）は、認証保育所において職員に係るキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について処遇改善を行うことで、職場への定着を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）第1職層の職員 施設長
- （2）第2職層の職員 施設長以外の管理職
- （3）第3職層の職員 施設長等の管理職を支えるライン職または高い専門性を複数有するスタッフ職（専門リーダー等）
- （4）第4職層の職員 各職務分野（乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援等）において、少なくとも1つの分野に専門性を有する職員（職務分野別リーダー等）

3 加算対象

技能・経験着目加算に係る加算対象職員は、4層以上の職層を設けた施設における第3職層の職員および第4職層の職員であって、職位の発令や職務命令を受けている職員とし、各職層の職位を兼務している者も対象とする。ただし、施設長との兼務は、東京都認証保育所事業実施要綱7（2）イ（ウ）を満たしている場合とする。

4 年齢別配置基準による職員数

- （1）別表第1運営費の項第6号の表に定める人数Aおよび人数Bは、「年齢別配置基準による職員数」の合計に、次の定員区分に応じた数値を加えた人数（1人未満の端数は四捨五入する。）を基礎とし、人数Aについては $1/3$ 、人数Bについては $1/5$ を乗じて得た人数とする。この場合において、1人未満の端数は四捨五入し、四捨五入した結果が零となる場合は1とする。

ア 定員40人以下の場合 4.2

イ 定員41人～90人の場合 5.2

ウ 定員91人～120人の場合 5.0

※ 次項第2号アおよびウに定める研修修了者が人数Aに達しない場合は、人数Aは当該研修修了者の人数で算定し、次項第2号イに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は、人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。なお、令和7年度に限り、令和6年度に技能・経験着目加算を受けていた施設においては、令和7年4月1日時点で在籍していた職員について、研修修了見込みの者（年度内に次項第2号アおよびウに定める研修を修了する予定である者とする。以下同じ。）であっても、

- 人数Aの研修修了者に含めて差し支えない。
- (2) 前号の算定にあたって使用する年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の年齢別児童数（管外受託児童数を含む。）または「見込平均年齢別児童数」（※）を用いる。
- ※ 「見込平均年齢別児童数」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用児童数の見込数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいう。利用児童数の見込数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。

「年齢別配置基準による職員数」

年齢別配置基準による職員数は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める算定方法で算出された数とする。この場合において、1人未満の端数がある場合には四捨五入し、四捨五入した結果が零となる場合は1とする。

- (1) 加算当年度（加算を受けようとする年度。以下同じ。）の4月時点の状況により1歳児配置改善加算、3歳児配置改善加算および4歳以上児配置改善加算を受けていない場合 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ （小数点第1位以下四捨五入）
- (2) 加算当年度の4月時点の状況により1歳児配置改善加算を受けている場合 前号中「 $\{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」を「 $\{2\text{歳児数} \times 1/6 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{1\text{歳児数} \times 1/5 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」に置き換えて算出した数
- (3) 加算当年度の4月時点の状況により3歳児配置改善加算を受けている場合 第1号中「 $\{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」を「 $\{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」に置き換えて算出した数
- (4) 加算当年度の4月時点の状況により4歳以上児配置改善加算を受けている場合 第1号中「 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」を「 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\}$ 」に置き換えて算出した数

5 加算の要件

- (1) 次に掲げる要件を満たす賃金改善実施計画を策定していること。
- ア 加算対象職員の基準年度（原則、加算前年度とする。（※））における賃金（基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金）に対して改善するものであること。また、施設において、基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度とすることができる。
- ※ 加算当年度から新たに技能経験加算の適用を受けようとする場合を含む。ただし、加算前年度に技能経験加算の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合は、技能経験加算の適用を受けた直近の年度とする。

- イ 第10号イにより算定される賃金改善見込額が、第10号アにより算定される加算見込額以上であること。
- ウ 第2号から第11号までに規定する要件を満たすものであること。
- (2) 次に掲げる職員（以下「研修修了者」という。）が少なくとも合計1人以上いること（注1）。
- ア 第3職層の職員については、概ね7年以上の経験年数（注2）を有するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱（平成30年2月15日付29福保子保第4351号）等に定める研修（専門分野別研修等のうちの4以上の研修分野）を修了していること（注3）。ただし、ライン職相当の職員は専門分野別研修のうちの3以上の研修分野およびマネジメント研修を、それ以外の職員は専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること（注3）。
- イ 第4職層の職員については、概ね3年以上の経験年数（注2）を有し、「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー」、「保健衛生・安全対策」または「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める研修（専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野）を修了していること。
- ウ 第1職層の職員または第2職層の職員については、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める専門分野別研修のうちの3以上の研修分野およびマネジメント研修または専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること（注3）。
- (注1) 加算当年度の4月1日時点の研修修了者（研修修了見込みの者を含まない。）の人数で判断することとする。なお、加算当年度の4月1日時点において研修修了者がいない施設において、年度途中において研修修了者を1人以上確保でき、本要件を満たすこととなった場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用できることとする。
- (注2) 経験年数に係る要件については、施設職員の構成・状況を踏まえ、施設の判断で柔軟な対応が可能であること。
- (注3) 研修修了要件（賃金改善を受ける月の前月までに、必要な研修数の研修を修了していることをいう。）については、令和8年度から適用することとし、令和7年度においては、専門分野別研修等のうち3以上の研修分野の研修を修了することとする。
- (3) 加算対象職員については、保育士に限るものではなく、看護師や調理員、栄養士、事務職員等も対象となること。
- (4) 第3職層の職員に係る賃金改善（見込）額は、原則として月額2万円以上（以下「第3職層賃金改善額」という。）とすること。ただし、施設における職員の経験年数・技能、給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、その他の技能・経験を有する職員（第2職層、第3職層および第4職層の職員に限る。）について、各職層の賃金とのバランス等を踏まえた賃金改善額とすることができる。なお、第2職層の職員については、第3職層の職員の賃金とのバランス等を踏まえて、必要な場合に限り処遇改善を行うことが可能である。

- (5) 第4職層の職員に係る賃金改善額は原則として月額2,500円以上とすること。ただし、その他の技能・経験を有する職員として、第3職層にかかる加算額の配分を受ける場合は、各職層の賃金とのバランス等を踏まえること。
- (6) 1人の職員が2つの役職を兼務した場合は、当該職員について、重複して賃金改善を行うことはできないこととする。
- (7) 賃金改善は、役職手当、職務手当等の職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当または基本給により行うものであること。
- (8) 賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。

※ 「当該賃金改善を行う給与項目以外の給与水準」には、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定に伴う単価改定分（国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定に伴う単価改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善のうち、当加算による賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当等の職位、職責、職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当または基本給に係る部分）を含めない。

- (9) 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設職員の賃金に関するものを含む。）およびこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定め、全ての施設職員に周知していること。
- (10) 賃金改善の具体的内容について次のアからオまでの事項を記載した賃金改善計画書（第13号様式）を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うとともに、区長に対して提出すること。この場合において、区は、第13号様式その他職員体制がわかる書面（担当者の入った園内の分掌表、辞令の写し、役職付の名簿等）および研修修了証の写し等により、加算対象職員および加算金額の審査を行うこと。

ア 加算見込額（次の（ア）および（イ）の合計額）

（ア）第3職層の職員 加算当年度の単価（※1）×人数A（※2）
×実施月数

（イ）第4職層の職員 加算当年度の単価（※1）×人数B（※2）
×実施月数

※1 当該単価には、法定福利費等の事業主負担額を含む。

※2 第2号アおよびウに定める研修修了者が人数Aに達しない場合においては人数Aは当該研修修了者の人数で算定し、第2号イに定める研修修了者が人数Bに達しない場合は人数Bは当該研修修了者の人数で算定すること。

イ 技能・経験に着目した加算による役職手当等

賃金改善実施期間において第3職層の職員および第4職層の職員に係る第7号に定める額の総額（技能・経験に着目した加算により改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

- ウ 賃金改善を行う給与項目
増額もしくは新設したまたはする予定である給与の項目の種類（手当または基本給）および金額を記載すること。
 - エ 賃金改善実施期間
賃金改善を実施する月から当該年度の3月までとする。
 - オ 賃金改善を行う方法
加算対象職員ごとの職位の名称、職種、賃金改善の項目、賃金改善見込額の算出方法を具体的に記載すること。
- (11) 年度終了後速やかに、区長に対して次のアからカまでの事項を含んだ賃金改善実績報告書（第14号様式）を提出すること。この場合において、区は、第14号様式その他職員体制がわかる書面（担当者名の入った園内の分掌表、辞令の写し、役職付の名簿等）および研修修了証の写し等により、加算実績の審査を行うこと。
- ア 加算実績額（当該年度における技能・経験着目加算の総額（実績））
 - イ 人数Aおよび人数Bの数
 - ウ 賃金改善実施期間
 - エ 実施した賃金改善の方法
 - オ エの実施に要した技能・経験に着目した加算による役職手当等
賃金改善実施期間において第2職層、第3職層および第4職層の職員に係る第7号に定める額の総額（技能・経験に着目した加算により改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）
 - カ オがアを下回った場合には、生じた加算残額の全額を速やかに加算当年度の対象職員の賃金（法定福利等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

6 加算に係る使途

- (1) 技能・経験着目加算に係る加算額については、第1項に規定する目的に鑑み、確実に職員（非常勤職員および法人の役員等を兼務している職員を含む。）の賃金改善に充てるものとする。
- (2) 実績報告書等により、施設において実施された賃金改善の内容が、本事業の要件を満たさない場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部または一部について返還させること。
- (3) 技能・経験着目加算による賃金改善については、保育士等キャリアアップ補助金における賃金改善額および支払賃金には含めないこととする。

別表第5（第8条関係）

補 助 条 件

1 財産処分の制限

- （1）設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産ならびに従物ならびに価格が単価50万以上の機械および器具については、「補助金等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間」（平成12年3月29日厚生省告示第105号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- （2）設置者は、賃借している建物について補助金の交付を受けた場合において、補助事業により取得したものまたは効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けるものとする。

2 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて1に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。

3 財産の管理義務

設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 開設準備経費の返還

設置者は、開設準備経費の交付を受けた認証保育所について、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、2の定めにかかわらず補助金の交付額に次の表の率を乗じた額を返還しなければならない。ただし、この返還額と開設準備経費にかかる2の納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

5 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

6 書類の整備保管

設置者は、補助金と補助事業に係る予算および決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかななければならない。ただし、開設準備経費の証拠書類については、10年間保管しなければならない。

品川区認証保育所運営費補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名
所在地
設置者所在地
設置者氏名
電話番号

年度 月分品川区認証保育所運営費補助金について、品川区認証保育所運営費等補助要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
記

1. 交付申請額 金 円

2. 内 訳
施設定員 人 施設類型 A 型 ・ B 型

年 齢	基本額（円）	人数	金額（円）
0 歳 児			
1 ・ 2 歳 児			
3 歳 児			
4 歳 児 以 上			
基本額合計			

（保育短時間）

年 齢	基本額（円）	人数	金額（円）
0 歳 児			
1 ・ 2 歳 児			
3 歳 児			
4 歳 児 以 上			
基本額合計			

加算項目	単価（円）	人数	金額（円）
冷暖房費加算			
3 歳児配置改善加算			
4 歳以上児配置改善加算			
1 歳児配置改善加算			
減価償却費加算			
賃借料加算			
チーム保育推進加算			
技能・経験に着目した加算			
インフルエンザ予防接種費用助成			

療育支援加算		
高齢者等活躍促進加算		
施設機能強化推進費加算		
小学校接続加算		
栄養管理加算		
精算額		
加算額合計		

合計（円）	
-------	--

3. 添付書類
- 品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿
 - インフルエンザ予防接種費用助成は、内訳書および領収書の写し等

品川区認証保育所運営費補助金交付申請児童名簿

保育所名

年 月 日現在

（補助対象児童数）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
品川区児童数							
品川区児童数 （保育短時間）							
区外補助対象児童数							
計							

（補助対象外児童数）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
一時保育児童数（登録数）							
都外在住者月極児童数							
計							

（品川区在住児童）

	年齢	児童氏名	生年月日	現住所	入所 年月日	月契 約時 間	基本 保育 料	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

1. 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。
2. 新規児童については、受託届および契約書の写しを添付すること。備考欄に新規と明記すること。

(品川区在住児童)

21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								

1. 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。
2. 新規児童については、受託届および契約書の写しを添付すること。備考欄に新規と明記すること。

(管外在住児童)

	年 齢	児童氏名	生年月日	現住所	入所 年月日	月契 約時 間	基本 保育 料	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								

※ 年齢は入所した日の属する年度の初日の前日の年齢とし、0歳児から年齢順に記入すること。

品川区認証保育所受託届

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者所在地

設置者氏名

電話番号

品川区に住所を有する下記の児童の保育の実施について、品川区認証保育所運営費等補助要綱第 5 条の規定に基づき届け出ます。

記

児 童	住 所		生年月日	
	氏 名 (ふりがな)		入所時 の年齢	
保 護 者	氏名 (続柄・ふりがな)		電話番号	
保育を必要 とする理由				
受託期間				
保育時間	月 時間 分から午前・午後 時 分まで、週 日 <u>午前</u> ・午後 時 分から午前・ <u>午後</u> 時 分まで、週 日			
保育料金	基本保育料	円		
	その他	円		
	合計保育料	円		
認可保育所 への申込み の有無	申込み中 区 申込みの予定なし 理由			

※契約書の写しを添付すること

品川区認証保育所修繕費補助金交付申請書

年 月 日

品川区長 あて

保育所名

所在地

設置者所在地

設置者氏名

電話番号

品川区認証保育所修繕費補助金について、品川区認証保育所運営費等補助要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|----|---------|---|-------------------|
| 1. | 交付申請額 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 2. | 総工事費 | <u>金</u> | <u>円</u> |
| 3. | 工事費内訳 | 別紙内訳のとおり | |
| 4. | 工事完了年月日 | <u>年</u> | <u>月</u> <u>日</u> |
| 5. | 添付書類 | <u>工事費内訳書</u>
<u>工事契約書の写し</u>
<u>領収書の写し</u> | |

第 号
年 月 日

品川区認証保育所運営費補助金交付決定通知書

保育所名	様
------	---

品川区長



品川区認証保育所運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第10条第1項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定金額 円

内訳

第 号
年 月 日

品川区認証保育所修繕費補助金交付決定通知書

保育所名	様
------	---

品川区長



品川区認証保育所修繕費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第10条第2項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定金額 円

請 求 書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額						¥	0	0

件名 品川区認証保育所運営費補助金について（ 月分）

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 様

所 在 地
品川区

施 設 名
請求者住所

氏 名

口座名義
金融機関名
支店名
口座番号

第 号
年 月 日

品川区認証保育所運営費補助金交付決定取消通知書

保育所名 様

品川区長



年 月 日付 号により通知した、品川区認証保育所運営費補助金の交付決定について、下記の理由により取り消したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

取消理由

第 号
年 月 日

品川区認証保育所修繕費補助金交付決定取消通知書

保育所名 様

品川区長



年 月 日付 号により通知した、品川区認証保育所修繕費補助金の交付決定について、下記の理由により取り消したので、品川区認証保育所運営費等補助要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

取消理由

品川区長 あて

施設名 (定員 名)

所在地

設置者

品川区認証保育所運営費等補助要綱第15条の規定に基づき、補助に係る事業の実績について下記のとおり報告します。

年度品川区における認証保育 所運営費等補助の交付決定額	円
--------------------------------	---

1. 年度収支の状況

収 入				支 出											
項 目				金 額 (円)				項 目				金 額 (円)			
①補助金	運 品 川 区 分 費	0歳児@	×	人		①人件費	常勤	給与等							
		1・2歳児@	×	人			非常勤	法定福利費（社会保険料事業主負担分）							
		3歳児@	×	人				嘱託医報酬・臨時職員賃金							
		4歳児以上@	×	人				法定福利費（社会保険料事業主負担分）							
		冷暖房費加算@	×	人		①人件費合計									
		3歳児配置改善加算@	×	人		②管理運営費	消耗品費								
		4歳以上児配置改善加算@	×	人			備品費								
		1歳児配置改善加算@	×	人			通信費								
		減価償却費加算@	×	人			光熱水費								
		賃借料加算@	×	人			旅費								
		チーム保育推進加算@	×	人			職員研修費								
		技能・経験に着目した加算					福利厚生費（健康診断・被服購入等）								
		インフルエンザ [*] 予防接種費用助成	人				保健衛生費								
		療育支援加算					修繕費								
		高齢者等活躍促進加算					賃借料								
		施設機能強化推進費加算					賠償責任保険料								
		小学校接続加算					雑費（以上のいずれにも属さず、施設管理上必要なもの）								
		栄養管理加算													
		小計													
	他 区 市 分														
	小計														
	運営費合計														
修繕費															
開設準備経費															
①補助金合計															
②保護者負担金	②保育料					②管理費合計									
	給食費					③一般生活費	給食費								
	オムツ代						保育材料費								
	冷暖房費						児童保健衛生費								
	入園料						雑費（以上のいずれにも属さず、児童の保育上必要なもの）								
	延長保育料														
	一時預かり保育料（延 人）														
	②保護者負担金合計														
③その他	寄付金														
	収益事業（バザー等）														
	③その他合計					③一般生活費合計									
④繰越金					④引当金	退職金の積立									
⑤引当金の取崩						施設改修のための準備金									
						大型備品の購入のための準備金									
⑥借入金（当該施設に関わるものに限る）					④引当金合計										
A 収入合計（A＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）					⑤借入金返済（当該施設に関わるものに限る）										
C 差引剰余金（C＝A－B）					B 支出合計（B＝①＋②＋③＋④＋⑤）										

2. 職員の状況

*合計は、1. 収支状況 支出①人件費合計と同じであること

[illegible]

3. 在籍児童の状況

对象・・補助対象児童数

品川 - 品川区の補助対象者数

外 - 品川区外の補助対象者数

対象外・・・補助対象外児童数

[illegible]

令和 年度技能・経験に着眼した加算賃金改善計画書

R5加算は1科目修了

令和 年 月 日

施設名	
設置者	

色付きセルに入力ください。

技術・経験に着目した加算による賃金改善に係る計画の「具体的内容」及び「周知方法」を選択・記載すること。		
計画の内容→選択	その他の場合→	
周知方法→選択	その他の場合→	
賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与項目以外の給与水準を低下させていない→選択		
研修修了要件を満たす第3職層の職員数（通知5（2）ア）		人
研修修了要件を満たす第4職層の職員数（通知5（2）イ）		人
研修修了要件を満たす第1又は第2職層の職員数（通知5（2）ウ）		人

① 定員		人	①の1 定員数による加配人数	0.0	人	
②	在籍児童数（0歳児）	人				
	在籍児童数（1歳児）	人	1歳児配置改善加算の適用→選択			
	在籍児童数（2歳児）	人	3歳児配置改善加算の適用→選択			
	在籍児童数（3歳児）	人	4以上児配置改善加算の適用→選択			
	在籍児童数（4歳児以上）	人	②の1 年齢別職員数	0.0	人	
③ 加算対象人数の基礎となる職員数【①の1＋②の1】				0.0	人	
④加算対象人数	人数A（③×1／3）※	1	人	人数B（③×1／5）※	1	人

※ 研修修了者が人数A又は人数Bに達しない場合、人数A又は人数Bは当該研修修了者の人数とする。

		人数A 1人	人数B 1人	賃金改善実施期間	ヶ月
①	加算見込額	①の1 第3職層単価		加算見込額	0 円
		①の2 第4職層単価		加算見込額	0 円
				計	0 円
②	技能・経験に着眼した加算による役職手当等	ア 第3職層（専門リーダー等）等【（2）】			0 円
		イ 第4職層（職務分野別リーダー等）【（3）】			0 円
		ウ ア、イに伴う法定福利費等の事業主負担分の増			円
		計		0 円	
③	賃金改善実施期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月				

a	(1) ①	0 円
b	(1) ②	0 円

※1 原則、bの額は、aの額以上であることが必要だが、法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、aの額を下回ることは差し支えない。その場合、その差額については、別途 職員の処遇改善に充てること。

上記について、全ての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

事業者名

代表者名

番号	氏名	職種	給与項目	賞金改善見込額の算出方法	943	修了科目	通否
1				円 × 月 = 0 円			NG
2				円 × 月 = 0 円			NG
3				円 × 月 = 0 円			NG
4				円 × 月 = 0 円			NG
5				円 × 月 = 0 円			NG
6				円 × 月 = 0 円			NG
7				円 × 月 = 0 円			NG
8				円 × 月 = 0 円			NG
9				円 × 月 = 0 円			NG
10				円 × 月 = 0 円			NG
11				円 × 月 = 0 円			NG
12				円 × 月 = 0 円			NG
13				円 × 月 = 0 円			NG
14				円 × 月 = 0 円			NG
15				円 × 月 = 0 円			NG
16				円 × 月 = 0 円			NG
賞金改善見込額 計				0 円	...	(2)	

【(2)(3)記入例】①通知5(4)なお書きに該当する職員も本様式(2)に記載。②職種：保育士等 ③給与項目：基本給や手当等 ④ライン：ライン職相当の職員は○ ⑤修了科目は、加算前年度末時点の修了科目番号1～7を選択。

【(2)適用状況】修了科目数の適否を関数判断(R8以降は、ライン職のマネジメント修了適否)

番号	氏名	職種	給与項目	賃金改善見込額の算出方法	科目	番密
1				円 × 月 = 0 円	NG	
2				円 × 月 = 0 円	NG	
3				円 × 月 = 0 円	NG	
4				円 × 月 = 0 円	NG	
5				円 × 月 = 0 円	NG	
6				円 × 月 = 0 円	NG	
7				円 × 月 = 0 円	NG	
8				円 × 月 = 0 円	NG	
9				円 × 月 = 0 円	NG	
10				円 × 月 = 0 円	NG	
11				円 × 月 = 0 円	NG	
12				円 × 月 = 0 円	NG	
13				円 × 月 = 0 円	NG	
14				円 × 月 = 0 円	NG	
15				円 × 月 = 0 円	NG	
16				円 × 月 = 0 円	NG	
17				円 × 月 = 0 円	NG	
18				円 × 月 = 0 円	NG	
19				円 × 月 = 0 円	NG	
20				円 × 月 = 0 円	NG	
賃金改善見込額 計				0 円	...	(3)

【（３）記入例】①科目は、加算前年度末時点の修了科目番号を１～６から選択。

【(3) 適用状況】R6以降は、修了科目数の適否を関数判断。

番号	受講予定の研修分野
1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント

第12号様式（別表第2関係）

令和 年度技能・経験に着目した加算賃金改善実績報告書

施設名	
設置者	

(1) 加算実績額

① 加算実績額	人数A 人	人数B 人	賃金改善実施期間	ヶ月
② 賃金改善実施期間	令和 年 月	令和 年 月		

(2) 技能・経験に着目した加算による役職手当等

① 第3職層（専門リーダー等）等	0 円
② 第4職層（職務分野別リーダー等）	0 円
③ ①、②に伴う法定福利費等の事業主負担分の増	円
④ 賃金改善額合計額（①+②+③）	0 円

(3) 加算残額の取扱い（通知5（11））

① 加算実績額－役職手当等 （1）①－（2）④	0 円
② 加算残額に対応した賃金【（5）①＋（6）①】	0 円
③ その他の残額（返還不要相当）	円
④ ③の発生理由（例：法定福利費等の事業主負担増加額が計画時より少ないことにより生じた差額。）	

(4) 返還額

① 返還額【（3）①－（3）②－（3）③】	0 円
-----------------------	-----

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日
事業者名
代表者名

該当する年度に1つに○→

☐	R5加算は1科目修了
☐	R6加算は2科目修了
☐	R7加算は3科目修了
☐	R8以降加算は4科目修了

(5) 第3職層（専門リーダー等）等に係る賃金改善について（内訳）

番号	氏名	職種	給与項目	賃金改善見込額の算出方法	残額対応賃金	ライン	修了科目	適否
1				円 × 月 = 0 円				NG
2				円 × 月 = 0 円				NG
3				円 × 月 = 0 円				NG
4				円 × 月 = 0 円				NG
5				円 × 月 = 0 円				NG
6				円 × 月 = 0 円				NG
7				円 × 月 = 0 円				NG
8				円 × 月 = 0 円				NG
9				円 × 月 = 0 円				NG
10				円 × 月 = 0 円				NG
11				円 × 月 = 0 円				NG
12				円 × 月 = 0 円				NG
13				円 × 月 = 0 円				NG
14				円 × 月 = 0 円				NG
15				円 × 月 = 0 円				NG
16				円 × 月 = 0 円				NG
賃金改善額 計				0 円 … (5)	0 … (5) ①			

【（5）（6）記入例】①通知5（4）なお書きに該当する職員も下記に記載。②職種：保育士等 ③
給与項目：基本給や手当等 ④ライン：ライン職相当の職員は○ ⑤修了科目は、加算前年度末時点の
修了科目番号1～7を選択。

【適用状況】修了科目数の適否を関数判断（R8以降は、ライン職のマネジメント修了適否含）

(6) 第4職層（職務分野別リーダー等）等に係る賃金改善について（内訳）

番号	氏名	職種	給与項目	賃金改善見込額の算出方法	残額対応賃金	科目	適否
1				円 × 月 = 0 円			NG
2				円 × 月 = 0 円			NG
3				円 × 月 = 0 円			NG
4				円 × 月 = 0 円			NG
5				円 × 月 = 0 円			NG
6				円 × 月 = 0 円			NG
7				円 × 月 = 0 円			NG
8				円 × 月 = 0 円			NG
9				円 × 月 = 0 円			NG
10				円 × 月 = 0 円			NG
11				円 × 月 = 0 円			NG
12				円 × 月 = 0 円			NG
13				円 × 月 = 0 円			NG
14				円 × 月 = 0 円			NG
15				円 × 月 = 0 円			NG
16				円 × 月 = 0 円			NG
17				円 × 月 = 0 円			NG
18				円 × 月 = 0 円			NG
19				円 × 月 = 0 円			NG
20				円 × 月 = 0 円			NG
賃金改善額 計				0 円 … (6)	0 … (6) ①		

【（6）記入例】①科目は、加算前年度末時点の修了科目番号を1～6から選択。

【（6）適用状況】R6以降は、修了科目数の適否を関数判断。

番号	受講予定の研修分野
1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント

第13号様式（別表第3関係）

令和 年度賃金改善計画書（認証保育所処遇改善等加算）

色付きセルに入力ください。

A 加算の要件について（通知3（2））

認証保育所処遇改善等加算による賃金改善に係る計画の「具体的内容」及び「周知方法」を選択・記載すること。	
計画の内容	その他の場合→
周知方法	その他の場合→
賃金改善の実施により、当該賃金改善を行う給与項目以外の給与水準を低下させていない→選択	

B 加算の基準額について

定員	項目	賃金改善相当額の単価（円）	在籍児童数（人）												小計（人）	金額計（円）
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
0歳児	運営費	15,200													0	0
	運営費（短時間）	13,110													0	0
1～2歳児	運営費	10,780													0	0
	運営費（短時間）	8,740													0	0
	1歳児配置改善加算	860													0	0
3歳児	運営費	7,770													0	0
	運営費（短時間）	5,710													0	0
	3歳児配置改善加算	430													0	0
4歳児以上	運営費	7,330													0	0
	運営費（短時間）	5,280													0	0
	4歳以上児配置改善加算	160													0	0
（運営費）小計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チーム保育推進加算		1,310													0	0
療育支援加算	区分		実施月数													
			月数													
			月数													
栄養管理加算	区分		実施月数													
	A	6,080	月数A													
	B	1,750	月数B													

(1) 賃金改善について

①	①の1	加算の基準額	0円
①	①の2	加算見込額【①の1+(2)②-(2)①】	0円
②	認証保育所処遇改善等加算により改善を行う部分の総額（Cの1+Cの3）		0円
③	賃金改善期間	令和 年 月～令和 年 月（実施期間）	月

(2) 他施設への配分等について（通知3（3））

① 提出見込額	円	② 受入見込額	円
---------	---	---------	---

(3) 【確認欄】事業者申請時の補助要件適否状況（審査結果を担保するものではない。）

①	加算見込額【(1)①の2】		0円
②	加算により改善を行う部分の総額【(1)②】		0円
③	技能・経験に着目した加算による役職手当等(法定福利費等の事業主負担額を除く)		円
要件1	(3)① ≤ (3)②	通・申請可	
要件2	Cの2+(3)③ ≥ {Cの1+(3)③} × 1/2 ※6	通・申請可	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日
事業者名
代表者名

C 賃金改善内訳（職員別内訳）

No	職員名	職種 ※1	常勤・ 非常勤の 別※2	常勤換 算値※3	加算により改善を行う部分 ※4			増加する事業主負担分 の3 ※5	備考
					合計Cの1	基本給等Cの2	その他		
1					0円				
2					0円				
3					0円				
4					0円				
5					0円				
6					0円				
7					0円				
8					0円				
9					0円				
10					0円				
11					0円				
12					0円				
13					0円				
14					0円				
15					0円				
16					0円				
17					0円				
18					0円				
19					0円				
20					0円				
21					0円				
22					0円				
23					0円				
24					0円				
25					0円				
26					0円				
27					0円				
28					0円				
29					0円				
30					0円				
31					0円				
総額					0円	0円	0円		

【記入における留意事項】

※1 施設に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記入すること。

※2 「常勤」とは、東京都認証保育所事業実施要綱に定める「常勤職員」とし、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。

※3 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。

〔算式〕 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※4 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

※5 増加する事業主負担分とは、「賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」を言う。以下の算式により算定することを標準とする。

〔算式〕 加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷加算前年度における賃金の総額×賃金改善額
※6 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、処遇改善等加算及び技能・経験に着目した加算を併せた加算額による改善額のうち1/2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。法定福利費等の事業主負担額を除く。

D 同一事業者内における提出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	東京都	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
	東京都				
	東京都				
	東京都				
	東京都				
	東京都				
合計				0円	0円

※ 同一事業者・設置者が運営する全ての認証保育所について記入すること。

第14号様式（別表第3関係）
令和 年度賃金改善実績報告書（認証保育所処遇改善等加算）
色付きセルに入力ください。

A 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県	市町村	施設名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	東京都	〇〇市	〇〇保育所	200,000	0
	東京都				
	東京都				
	東京都				
	東京都				
合計				0	0

※ 同一事業者・設置者が運営する全ての認証保育所について記入すること。

(1) 加算（実績）額

① 加算の基準額		円
② 加算実績額【①＋（3）②－（3）①】		0 円
③ 事業実施期間	令和 年 月～令和 年 月（実施期間 月）	

(2) 認証保育所処遇改善等加算により改善を行う部分の総額

① 総額（②＋③）		0 円
② 改善を行う部分（Bの1再掲）		0 円
③ ②に伴い増加する事業主負担分（Bの3再掲）		0 円

(3) 他施設への配分等について（通知3（3））

① 拠出額		円
② 受入額		円

(4) 加算残額の取扱い（通知3（4））

① 加算実績額と改善部分の総額との差額※		0 円
※（1）②－（2）①（千円未満の端数切捨て）		
② 加算残額に対応した賃金（Bの4）		0 円
③ その他の残額（返還不要相当）		円
④ ③の発生理由（例：法定福利費等の事業主負担増加額が計画時より少ないことにより生じた差額。）		

(5) 返還額（通知3（5））

① 返還額【（4）①－（4）②－（4）③】		0 円
-----------------------	--	-----

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日
事業者名
代表者名

B 賃金改善内訳（職員別内訳）

No	職員名	職種※1	常勤・非常勤の別※2	常勤換算値※3	加算により改善を行う部分 ※4			増加する事業主負担分Bの3※5	賃金改善月額※6	備考	加算残額対応Bの4
					Bの1	基本給等Bの2	その他				
1					0円						
2					0円						
3					0円						
4					0円						
5					0円						
6					0円						
7					0円						
8					0円						
9					0円						
10					0円						
11					0円						
12					0円						
13					0円						
14					0円						
15					0円						
16					0円						
17					0円						
18					0円						
19					0円						
20					0円						
21					0円						
22					0円						
23					0円						
24					0円						
25					0円						
26					0円						
27					0円						
28					0円						
29					0円						
30					0円						
31					0円						
32					0円						
33					0円						
34					0円						
総額					0円	0円	0円				0円

技能・経験に着目した加算による役職手当等 （法定福利費等の事業主負担額を除く）	
--	--

基本給等の割合※7（Bの2＋Bの5）/（Bの1＋Bの5）	%
------------------------------	---

【記入における留意事項】

- ※1 施設に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記入すること。
- ※2 「常勤」とは、東京都認証保育所事業実施要綱に定める「常勤職員」とし、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※3 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。
〔算式〕常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数＝常勤換算値
- ※4 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
〔算式〕加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷加算前年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※6 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。
〔算式〕当該年における賃金改善額÷賃金改善実施期間÷常勤換算値＝賃金改善月額
- ※7 処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、処遇改善等加算及び技能・経験に着目した加算を併せた加算額による改善額のうち1／2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。法定福利費等の事業主負担額を除く。
- ※Bの2 基本給等とは、「基本給及び決まって毎月支払う手当」とする。